

寒川町告示第 36 号

次のとおり電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定による電線共同溝を整備すべき道路としての指定を廃止したので、同条第 4 項の規定により告示する。

その関係図面は、寒川町都市建設部道路課において、平成 31 年 3 月 29 日から平成 31 年 4 月 12 日まで縦覧に供する。

平成 31 年 3 月 29 日

寒川町長 木村俊雄

指定を廃止する区間		
道路の種類	町道	町道
路線名	都市計画道路寒川下寺尾線 (岡田 18 号線)	都市計画道路寒川下寺尾線 (岡田 18 号線)
区間	寒川町岡田 87-4 番地先 から寒川町大蔵 35-1 番 地先まで	寒川町岡田 246-3 番地先 から寒川町岡田 232-4 番 地先、寒川町岡田 209-11 番地先、寒川町岡田 155-2 番地先まで